

第 6 号議案

府中市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 22 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

介護保険料の見直しに伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市介護保険条例の一部を改正する条例

府中市介護保険条例（平成12年3月府中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「30,800円」を「32,300円」に改め、同項第2号中「41,100円」を「43,100円」に改め、同項第3号中「48,000円」を「50,300円」に改め、同項第4号中「54,800円」を「57,500円」に改め、同項第5号中「68,500円」を「71,900円」に改め、同項第6号中「75,400円」を「79,100円」に改め、同号ア中「、その額が零を下回る場合には、零とし」を削り、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を、「以下」の次に「この項において」を加え、同項第7号中「85,700円」を「89,900円」に、「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「102,800円」を「107,900円」に、「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「116,500円」を「122,200円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「130,300円」を「140,200円」に改め、同項第11号中「137,100円」を「158,200円」に改め、同項第12号中「150,800円」を「172,600円」に改め、同項第13号中「171,400円」を「194,200円」に改め、同項第14号中「178,300円」を「205,000円」に改め、同項第15号中「198,800円」を「223,000円」に改め、同項第16号中「205,700円」を「237,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,100円」を「17,900円」に改め、同条第3項中「17,100円」を「17,900円」に、「24,000円」を「25,100円」に改め、同条第4項中「17,100円」を「17,900円」に、「44,500円」を

「46,700円」に改める。

付則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第5条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第12条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第12条及び付則第5条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。